

令和6年度介護報酬改定等について

- ・介護報酬算定に係る基準等について ······ 1~2
- ・事業の人員、設備及び運営に関する基準等について ······ 3
- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について ······ 4
- ・令和6年度介護報酬改定の主な事項について ······ 5~17
- ・介護職員の処遇改善について ······ 18~43

介護報酬算定に係る基準等について

介護報酬の算定に当たっては、以下に示す基準等を確認する必要があります。

1. 基準本文 (報酬単位、加算等の算定要件など)

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 19 号)
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 127 号)

2. 別に定める基準 (基準本文中、「厚生労働大臣が定める基準」等として、内容の一部を別に制定)

- ・厚生労働大臣が定める 1 単位の単価
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 93 号)
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 94 号)
- ・厚生労働大臣が定める基準
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 95 号)
- ・厚生労働大臣が定める施設基準
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 96 号)
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
(H12. 2. 10 厚生省告示第 27 号)
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 29 号)
- ・介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
(H12. 2. 10 厚生省告示第 38 号)

3. 留意事項通知 (基準の解釈等の詳細を示したもの)

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H12. 3. 1 老企第 36 号)
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及

び特定施設入居者生活介護に係る部分) 及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H12.3.8 老企第40号)

- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(H18.3.17 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:
別紙1)

4. 関連する告示・通知等 (関連する告示、通知、事務連絡等)

5. 介護報酬 Q&A (基準、留意事項通知等の疑義内容について QA 方式で示したもの)

事業の人員、設備及び運営に関する基準等について

事業の実施に当たっては、以下に示す基準等を満たす必要があります。

1. 基準省令 (事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの)

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(H11. 3. 31 厚生省令第 37 号)
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 35 号)

2. 大阪府条例等 (基準省令等に従い、大阪府条例等として定めた基準等)

- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(H24. 11. 1 大阪府条例第 115 号)
- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(H25. 3. 26 大阪府規則第 36 号)
- ・大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(H24. 11. 1 大阪府条例第 116 号)
- ・大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則
(H25. 3. 26 大阪府規則第 37 号)

3. 解釈通知 (基準省令の解釈等の詳細を示したもの)

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(H11. 9. 17 老企第 25 号)

4. 関連する告示・通知等 (関連する告示、通知、事務連絡等)

5. 指定基準 Q&A (基準省令、解釈通知等の疑義内容について QA 方式で示したもの)

大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

国では、令和6年度実施の介護報酬の改定に伴う社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」などについて所要の改正を行ったため、大阪府においても国に準じて府条例で定めている各基準の一部を改正した。（公布日：令和6年3月29日、施行日：同年3月29日、同年4月1日、同年6月1日）

2 改正した条例

法律	今回改正した条例		対象事業者
介護保険法	1	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第115号）	指定居宅サービス事業者
	2	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第116号）	指定介護予防サービス事業者

3 府独自の基準

今回の改正に伴い、新たに業務継続計画の策定及び高齢者の虐待防止等に係る基準が追加されたが、国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められないことから、府独自基準は定めず、改正項目は全て国の基準どおり定めた。

4 改正の概要

別紙のとおり

社会保険審議会 介護給付費分科会（第39回）	資料1
令和6年1月22日	

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

厚生労働省 老健局

令和6年度介護報酬改定の概要

- 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場つくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から見直しを行う。

居宅介護支援

【単位数】

<改定後>	
特定事業所加算 (I)	505単位
特定事業所加算 (II)	407単位
特定事業所加算 (III)	309単位
特定事業所加算 (A)	100単位

<改定後>	
特定事業所加算 (I)	519単位 (既更)
特定事業所加算 (II)	421単位 (変更)
特定事業所加算 (III)	323単位 (変更)
特定事業所加算 (A)	114単位 (変更)

【算定要件等】

- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度で用いられる要件」として「参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
- イ (主)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や研修等に参加する場合、これらとの事業との兼務が可能である旨を明確にする。
- ウ 事業者における毎月の確認作業等に係る手間を軽減する観点から、通常基準算定に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを行った対応を行う。

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 介護人材不足の中で、異なる介護サービスの質の向上を図るために、多職種連携やデイサービス等による職場環境の改善等による職場環境の改善への取組を推進
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ・ 医療と介護の連携の推進
 - ▷ 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - ▷ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - ▷ 高齢者施設等における医療機関との連携強化
- ・ 痛み対策
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- ・ 高齢者虐待防止の推進
- ・ 運送の対応力向上
- ・ 補助用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

3. その他の取組

- 「裏面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準算用額（居住費）の見直し
- ・ 地域区分
- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築
- ・ 質量の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

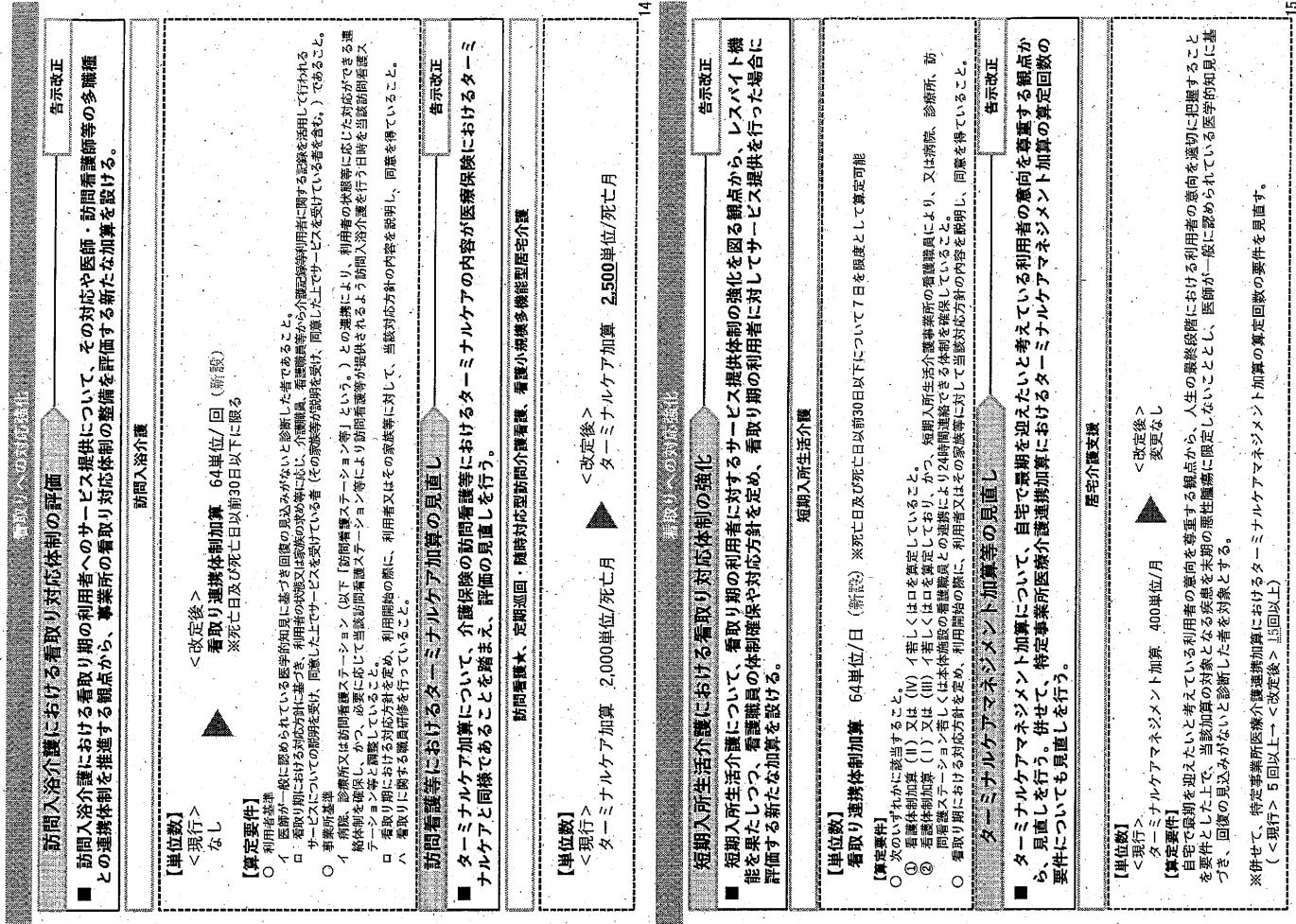
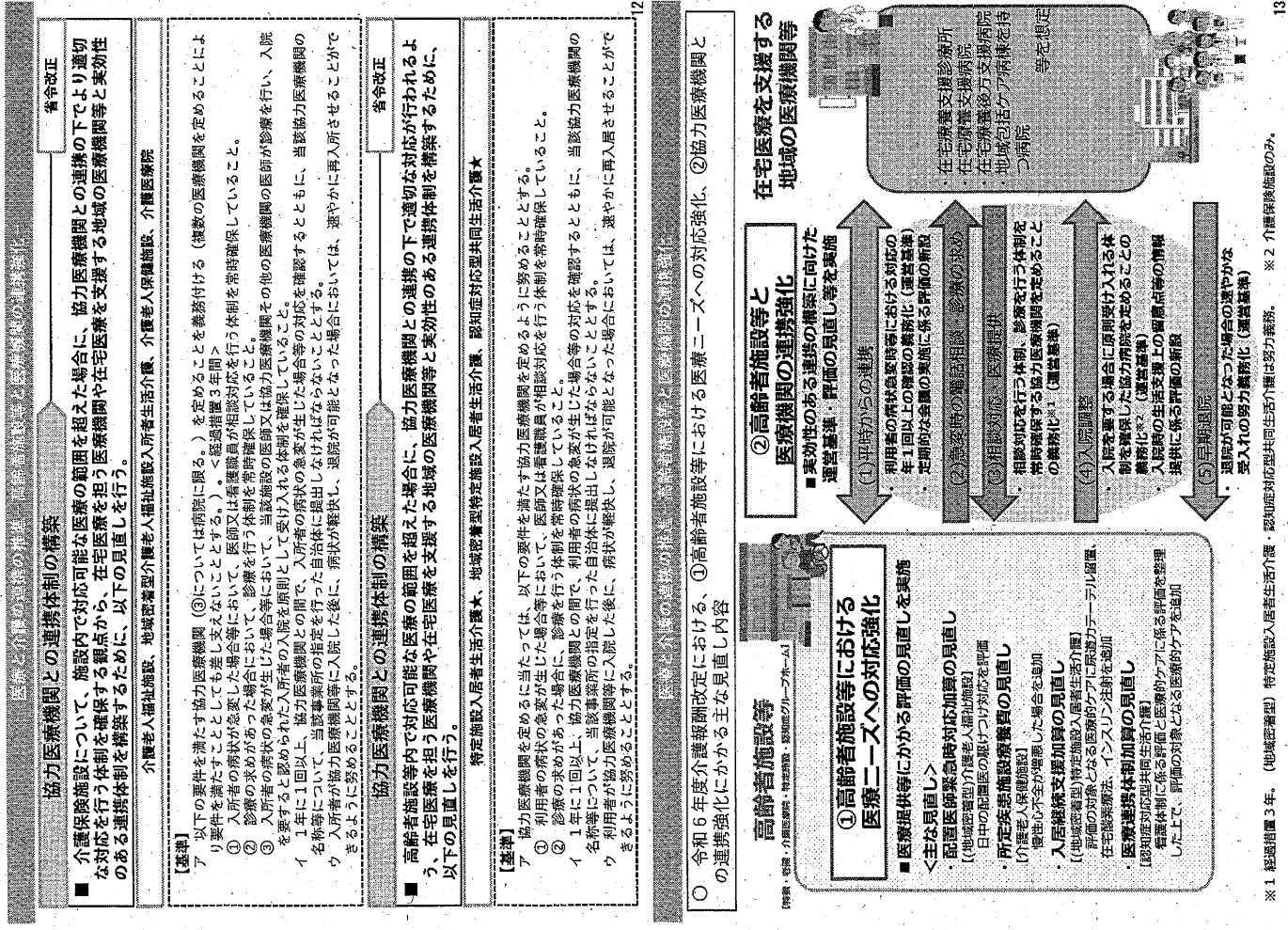
<p>■ 主に中重度の利用者を対象とする療養通所介護について、介護度に問わらず一律の包括報酬である一方、重度の利用者を受け入れるにあたっては特に手厚い人材体制、管理体制等が必要となることから、安定的に重度の利用者へのサービスを提供するための体制を評価する新たな加算を設ける。</p>	<p>【算定要件】</p> <p>○ 療養通所介護費において運営する重度者ケア体制加算の基準</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定地域密着型サービス基準第40条第2項に掲載する看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3人以上確保していること。</p> <p>ロ 指定看護師所從業者のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等（※）を修了した看護師を1人以上確保していること。</p> <p>ハ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。</p>
<p>【算定要件】</p> <p>○ 療養通所介護費において運営する重度者ケア体制加算の基準</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 指定地域密着型サービス基準第40条第2項に掲載する看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3人以上確保していること。</p> <p>ロ 指定看護師所從業者のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等（※）を修了した看護師を1人以上確保していること。</p> <p>ハ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。</p>	<p>※ 認定看護師育成認定、専門看護師認定、特定行為による看護師の認定制度により厚生労働大臣が指定する指定修習期間において行われる研修</p>

特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し

告示改正

■ 医療的ケアを要する者が一定数いる特定施設入居者生活介護等において、入居者の医療ニーズを踏まえた看護職員によるケアを推進する観点から、医療的ケアを要する者の範囲に尿道カテーテル留置、在宅酸素療法及びインリン注入を実施している状態の者を追加する見直しを行う。

<p>【単位数】</p> <p><現行> 入居鍵匙支授加算 (I) 36単位／日 入居鍵匙支援加算 (II) 22単位／日</p> <p>○ (1) 又は (2) のいずれかに適合し、かつ、(3) 及び (4) のいずれにも適合すること。 (3) ①～⑤を必要とする入居者が 15%以上 (※) であること。 ①口腔内の呼吸吸引 ②口腔内の喉頭吸引 ③鼻吸引 ④気管カニューレ内部の喀痰吸引 ⑤背ろう又は腸吸痰による咳管吸引 ⑥經鼻腔吸引</p>	<p><改定後> 変更なし (新規)</p>
<p>【算定要件】</p> <p>○ (1) 又は (2) のいずれかに適合し、かつ、(3) 及び (4) のいずれにも適合すること。</p>	<p>(3) ①～⑤を必要とする入居者が 15%以上 (※) であること。 ①口腔内の呼吸吸引 ②口腔内の喉頭吸引 ③鼻吸引 ④気管カニューレ内部の喀痰吸引 ⑤背ろう又は腸吸痰による咳管吸引 ⑥經鼻腔吸引</p>
<p>【単位数】</p> <p><現行> 介護老人福祉施設入居者生活介護 10</p>	<p>告示改正</p> <p>（3）介護老人福祉士の数が、常勤就労方法で、 　　・入居者の数が6名又はその倍数を増すご 　　・に1以上あること。 （4）人員基準又如に該してないこと。</p> <p>※入居鍵匙支授加算 (II) においては、 　　・5%以上15%未満であること。</p>
<p>【算定要件】</p> <p>○ (1) 又は (2) のいずれかに適合し、かつ、(3) 及び (4) のいずれにも適合すること。</p>	<p>(3) ①～⑤を必要とする入居者が 15%以上 (※) であること。 ①口腔内の呼吸吸引 ②口腔内の喉頭吸引 ③鼻吸引 ④気管カニューレ内部の喀痰吸引 ⑤背ろう又は腸吸痰による咳管吸引 ⑥經鼻腔吸引</p>
<p>【単位数】</p> <p><現行> 介護老人福祉施設入居者生活介護 10</p>	<p>告示改正</p> <p>（3）介護老人福祉士の数が、常勤就労方法で、 　　・入居者の数が6名又はその倍数を増すご 　　・に1以上あること。 （4）人員基準又如に該してないこと。</p> <p>※入居鍵匙支授加算 (II) においては、 　　・5%以上15%未満であること。</p>
<p>【算定要件】</p> <p>○ (1) 又は (2) のいずれかに適合し、かつ、(3) 及び (4) のいずれにも適合すること。</p>	<p>(3) ①～⑤を必要とする入居者が 15%以上 (※) であること。 ①口腔内の呼吸吸引 ②口腔内の喉頭吸引 ③鼻吸引 ④気管カニューレ内部の喀痰吸引 ⑤背ろう又は腸吸痰による咳管吸引 ⑥經鼻腔吸引</p>
<p>【単位数】</p> <p><現行> 介護老人福祉施設緊急時対応加算 10</p>	<p>告示改正</p> <p>（3）介護老人福祉施設による日中の駆けつけ対応をより充実させる観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時における対応方法について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合を評価する新たな区分を設ける。</p>
<p>【単位数】</p> <p><現行> 介護老人福祉施設緊急時対応加算 10</p>	<p>告示改正</p> <p>（3）介護老人福祉施設による日中の駆けつけ対応をより充実させる観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時における対応方法について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合を評価する新たな区分を設ける。</p>
<p>【単位数】</p> <p><現行> 介護老人福祉施設緊急時対応加算 10</p>	<p>告示改正</p> <p>（3）介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し</p>
<p>【単位数】</p> <p><現行> 介護老人福祉施設緊急時対応加算 10</p>	<p>告示改正</p> <p>（3）介護老人福祉施設等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定期的に見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行わなければならないこととする。</p>



<p>介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し</p> <p>■ 介護老人保健施設における看取りへの対応を充実する観点や在宅復帰・在宅療養支援を行う施設における看取りへの対応を適切に評価し、死亡日の前日及び死亡日の区分への重点化を図る。</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 業務継続計画未策定減算 施設・居住系サービス、所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設) その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する場合は減算(新設)</p> <p>(※)令和7年3月31までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。専用系サービス、福祉用具販賣、住宅賃貸に置いては、令和7年3月31までの間、減算を適用しない。</p> <p>【算定要件】 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合</p>
<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者虐待防止の推進</p> <p>■ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられない場合に、基本報酬を減算する。</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)</p> <p>【算定要件】 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を任命すること等が講じられていない場合) ※専用資本については、3年間の経過措定期間を設ける。</p>
<p>告示改正</p> <p>【単位数】 介護医療院における看取りへの対応の充実</p> <p>■ 本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を更に充実させる観点から、介護医療院の基本報酬の算定要件及び施設サービス計画の作成において、本人の意思を尊重した上で、原則入所者全員に対して「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス」に関するガイドラインに沿った取組を行うことを求めるなどする。</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)</p> <p>【算定要件】 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を任命すること等が講じられていない場合) ※専用資本については、3年間の経過措定期間を設ける。</p>
<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者施設等における感染症対応力の向上</p> <p>■ 高齢者施設等においては、施設内での感染者が発生した場合には、感染者の対応をを行う医療機関との連携の上で施設内での感染者の収容を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することを求める。</p> <p>○施設サービスの計画の作成や提供にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人との意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応していることを求めること。</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者施設等における感染症対応力の強化</p> <p>■ (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化</p> <p>○(看護) 小規模多機能型居宅介護でおける認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアアドバイザリーサービスに関する専門的研修終了者の配慮や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。</p> <p>■ その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組から、評価の見直しを行う。</p>

<p>告示改正</p> <p>【単位数】 介護老人保健施設</p> <p>■ 上記以外の一般的な感染症(※)について、協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症を含む。</p> <p>■ 感染症対策にかかる一定の要素を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けることや、他の入所者等への感染拡大を防止することを求める。</p> <p>■ また、感染対策に係る一定の要素を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること。</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者施設等における感染症対応力の向上</p> <p>■ 高齢者施設等においては、施設内での感染者が発生した場合には、感染者の対応をを行う医療機関との連携の上で施設内での感染者の収容を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することを求める。</p> <p>○施設サービスの計画の作成や提供にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、入所者本人との意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応していることを求めること。</p>
<p>告示改正</p> <p>【単位数】 医療機関等</p> <p>■ 第二種感染症対策による感染症対応力の向上</p> <p>○(看護) 第二種感染症対策による感染症対応力の向上(新設)</p> <p>○(看護) 第二種感染症対策による感染症対応力の向上(新設改修)</p> <p>■ 全般部別に感染症対策による感染症対応力の向上</p> <p>○(看護) 全般部別に感染症対策による感染症対応力の向上(新設)</p> <p>○(看護) 全般部別に感染症対策による感染症対応力の向上(新設改修)</p> <p>■ 医療機関等における感染症対応力の向上</p> <p>○(看護) 医療機関等における感染症対応力の向上(新設)</p> <p>○(看護) 医療機関等における感染症対応力の向上(新設改修)</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 医療機関等</p> <p>■ 第二種感染症対策による感染症対応力の向上</p> <p>○(看護) 第二種感染症対策による感染症対応力の向上(新設)</p> <p>○(看護) 第二種感染症対策による感染症対応力の向上(新設改修)</p> <p>■ 全般部別に感染症対策による感染症対応力の向上</p> <p>○(看護) 全般部別に感染症対策による感染症対応力の向上(新設)</p> <p>○(看護) 全般部別に感染症対策による感染症対応力の向上(新設改修)</p> <p>■ 医療機関等における感染症対応力の向上</p> <p>○(看護) 医療機関等における感染症対応力の向上(新設)</p> <p>○(看護) 医療機関等における感染症対応力の向上(新設改修)</p>
<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者施設等における感染症対応力の向上加算(※)</p> <p>5単位/月(※既存) 高齢者施設等</p> <p>3年以内に1回以上実地指導を受ける</p>	<p>告示改正</p> <p>【単位数】 高齢者施設等における感染症対応力の向上加算(※)</p> <p>5単位/月(新設) 高齢者施設等</p> <p>3年以内に2回以上実地指導が実施される場合</p>

■ 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。

告示改正

認知症対応型共同生活介護★ 介護老人保健施設、介護医療院

告示改正

【単位数】 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）150単位/月（新設） 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）120単位/月（新設）

【算定要件】

- 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、以下を評価する新たな加算を設ける。

<認知症チームケア推進加算（Ⅰ）>（新設）
 (1) 事業所又は施設による利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする

認知症の者の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（1）の占める割合が2分の1以上。

(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護の実務に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状に対する研究会等に於ける研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症介護の行動・心理症状に対する行動・心理症状等に資するチームを組んでいる。

(3) 受け取者に対する行動・心理症状の評価を計画的にを行い、その評価に基づく個別化した評価を組んでいる。

(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。

<認知症チームケア推進加算（Ⅱ）>（新設）

- (1) の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合。
- 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症介護の行動・心理症状に対する行動・心理症状等を踏まえて実施している。

20 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

■ 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の選択・適切な利用、安全を確保する

観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などをを行うこととする。

福祉用具貸与料、特定福祉用具販売料、居宅介護支援★

選択制の対象とする福祉用具の種目・種類

○ 固定用スロープ ○ 歩行器（歩行車を除く）
 ○ 単点杖（杖装づけを除く） ○ 多点杖

対象者の判断と判断体制・プロセス】

<販売後> 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
 ○ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認する。

<販売後> ○ 利用者等の判断で十分な説明を行って、選択に当たつての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行なうこととする。

○ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

21 リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の推進

告示改正

22 共育さる・介護を実現する取組の見直し

（一例的に実施した場合の評価なし）

アセスメント（Ⅰ）/アセスメント（Ⅱ）/アセスメント（Ⅲ）

リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

① カア・リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

② リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

③ リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

カア

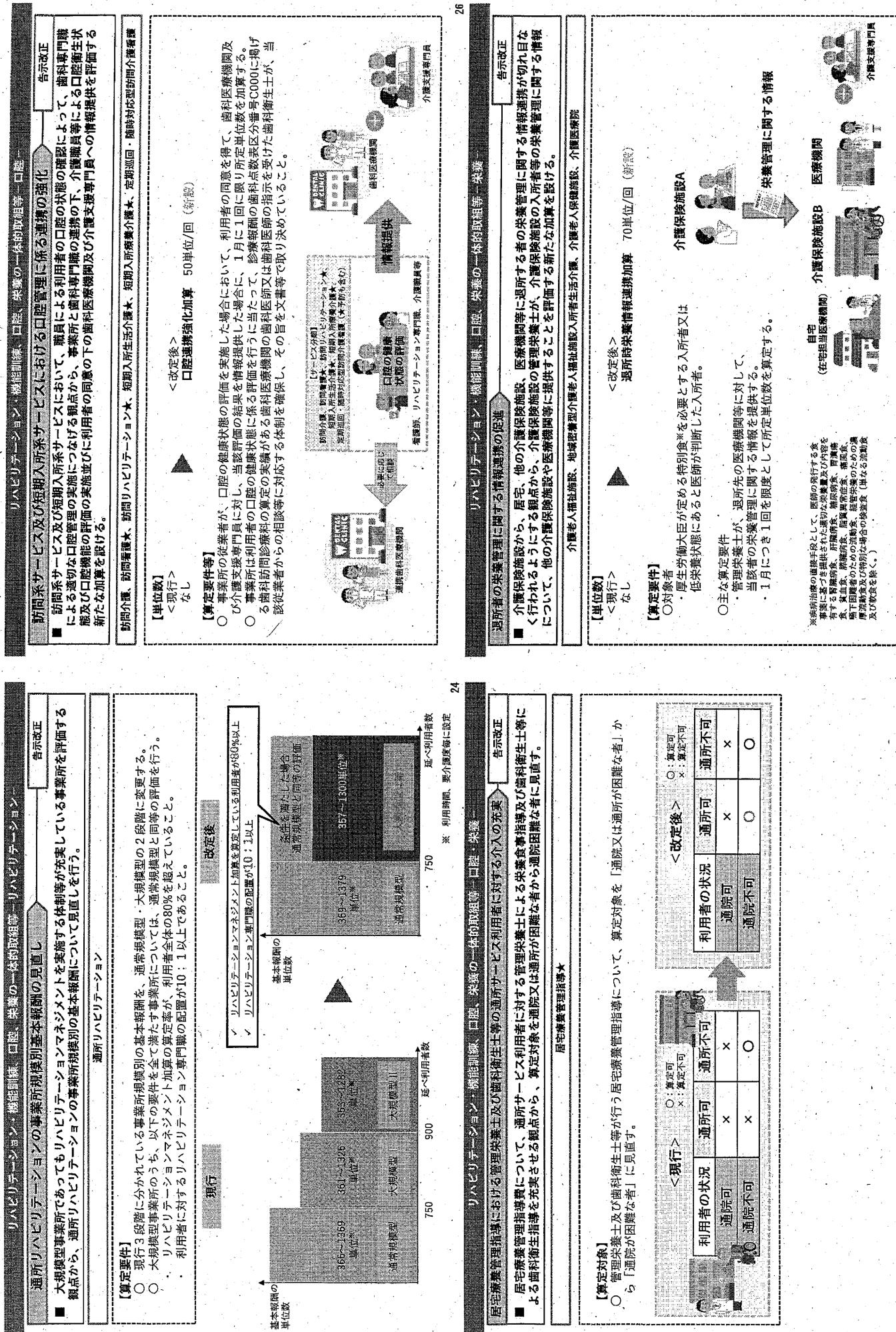
リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

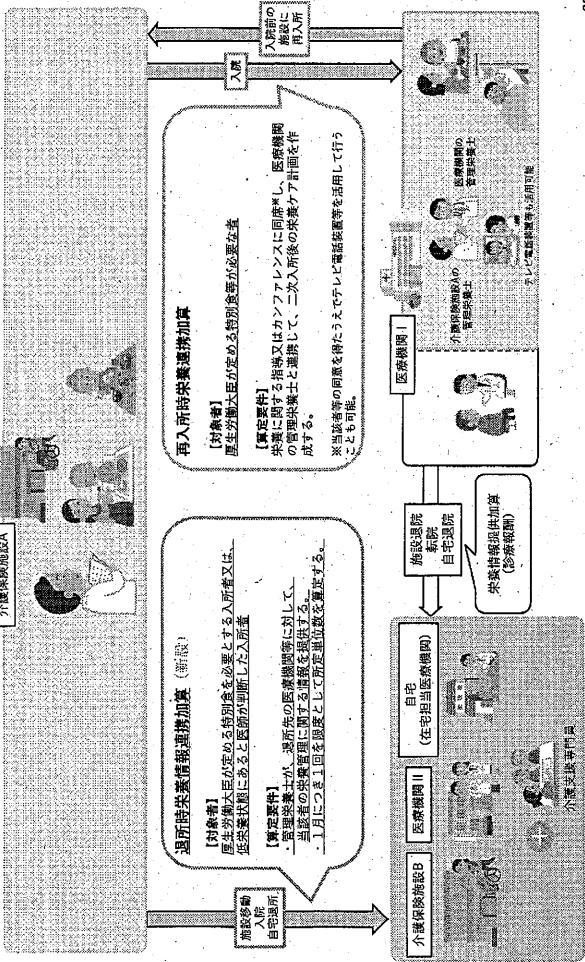
リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養、介護の一体的取組の見直し

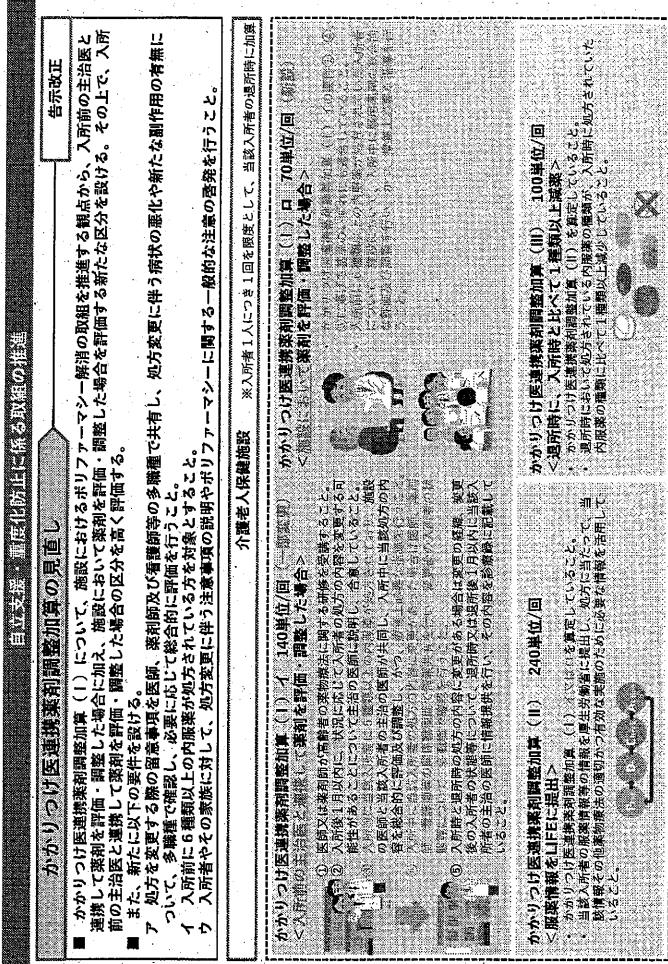


リハビリテーション・機能訓練 口腔・栄養の一一本筋取組実業

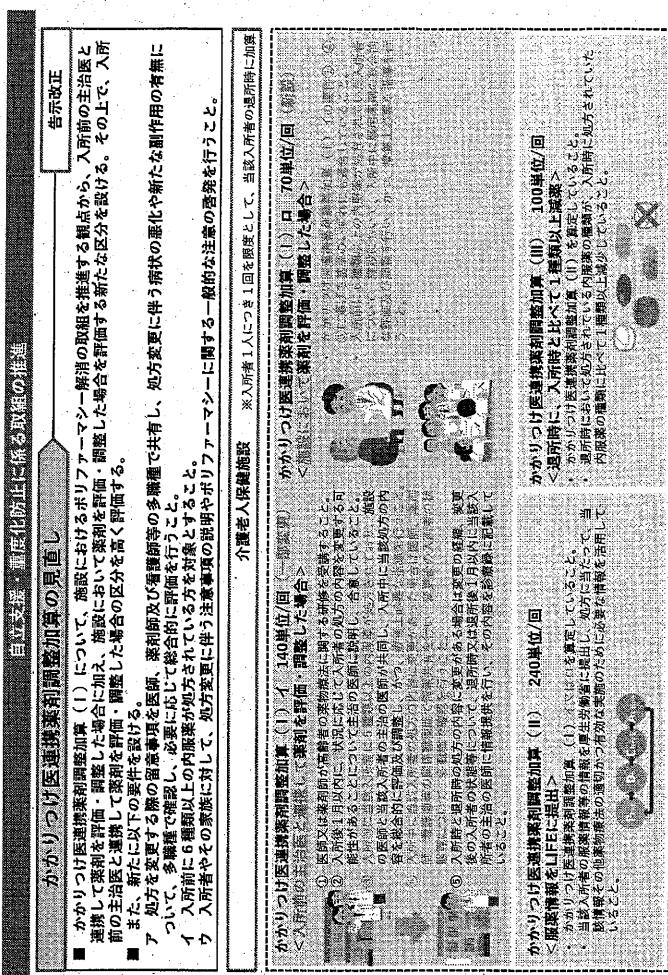
介護に関する情報連携のイメージ図



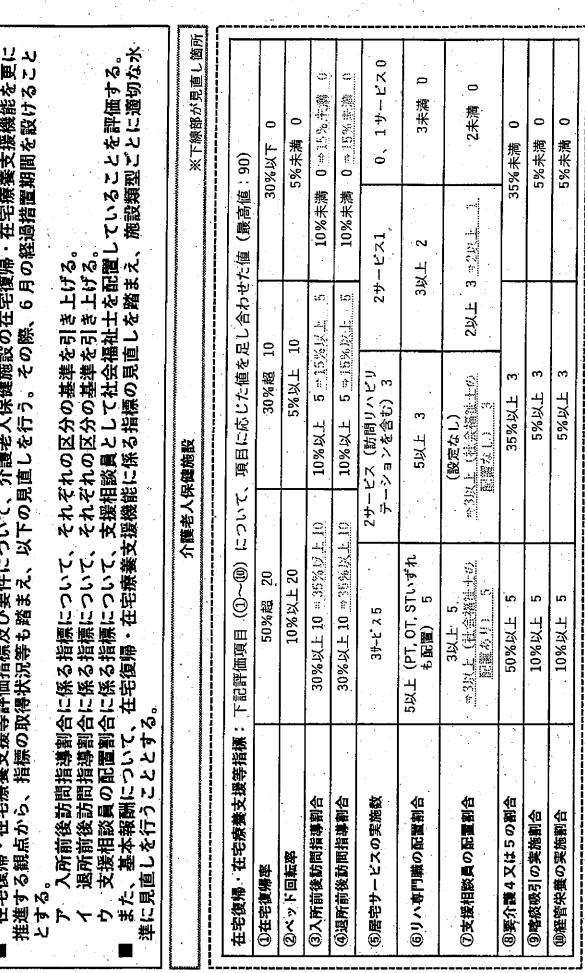
28



29

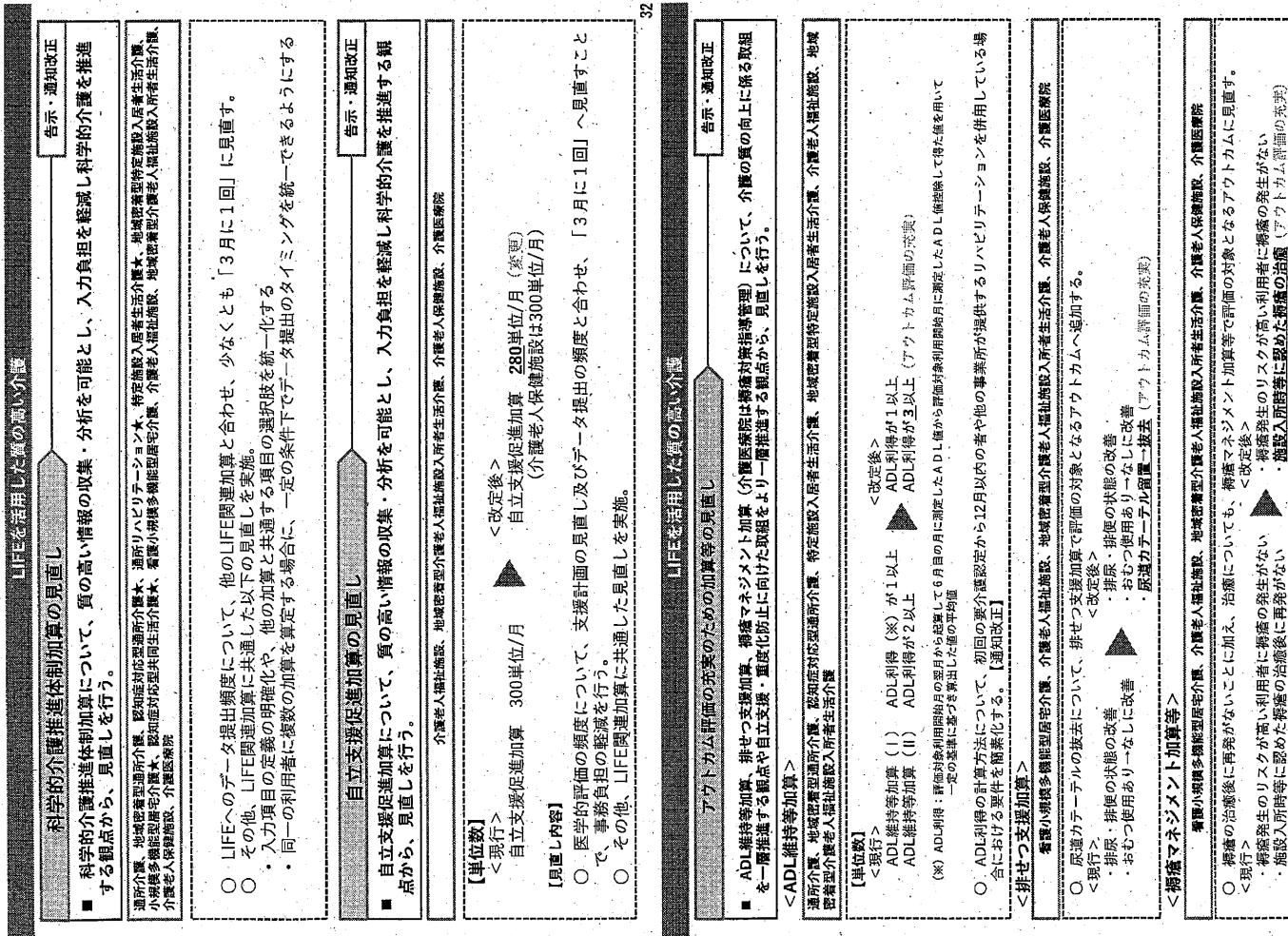


30



29

31



利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に貢献する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

■ 介護場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全性並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（経過措置 3年間）

短期入所サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、海賊系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

■ 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的にを行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、海賊系サービス

【算定要件】
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

【算定要件】

- <生産性向上推進体制加算（Ⅰ）>
 ○ 前回の要件を踏襲し、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
 ○ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
 ○ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

- <生産性向上推進体制加算（Ⅱ）>
 ○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全管理に対する監視等を実施していること。
 ○ 対象を離れた上で、生産性向上ガイドラインを1つ以上導入していること。
 ○ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
 ○ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

生産性向上に先進的に取り組む特定施設ににおける人員配置基準の特別的な柔軟化

■ 見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、生産性向上に先進的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることを確認した上で、人員配置基準を柔軟的に柔軟化する。

特定施設入居者生活介護

○ 特定施設ごとに置くべき看護職員の合計数について、要件を満たすごとに9以上であることとする。

■ 介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すこととする。

<現行>		<改定後（特別的な柔軟化の新設）>	
利用者	介護職員（+看護職員）	利用者	介護職員（+看護職員）
3 (要支援の場合は10)	1	3 (要支援の場合は10)	6 6

（要件）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要とされる十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
 ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
 ②緊急時の体制整備（定期在職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
 ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーターとの連携を含む）
 ④職員に対する必要な教育の実施
 ⑤防災会議に対する出席の個別実施

- （※）人員配置基準の特別的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員の適切な役割分担の取組等の質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するとして、委員会においては通常の人員配置基準に違反することをデータ等で確実する。3か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準が適用される）、委員会における職員の意見が反映されることをデータ等で確実する。とともに、当該データを指揮官に提出することとする。

介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（報酬）

■ 居宅介護支援費（Ⅰ）に係る介護支援専門員の一人当たり取扱件数について、現行の「40未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、現行の「45未満」を「45未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受けける利用者の利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

居宅介護支援費（Ⅰ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅰ）に係る介護支援専門員の一人当たり取扱件数について、現行の「40未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、現行の「45未満」を「50未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受けける利用者の利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件について、現行の「45未満」を「50未満」として改めることとする。

居宅介護支援費（Ⅰ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅰ）の算定要件について、現行の「40未満」を「45未満」として改めることとする。

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件について、現行の「45未満」を「50未満」として改めることとする。

居宅介護支援費（Ⅰ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅰ）に係る介護支援専門員の一人当たり取扱件数について、現行の「40未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、現行の「45未満」を「45未満」に改める。また、居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受けける利用者の利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件について、現行の「45未満」を「50未満」として改めることとする。

居宅介護支援費（Ⅰ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅰ）の算定要件について、現行の「40未満」を「45未満」として改めることとする。

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

■ 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件について、現行の「45未満」を「50未満」として改めることとする。

4 節度の安定性・生産性向上の確保

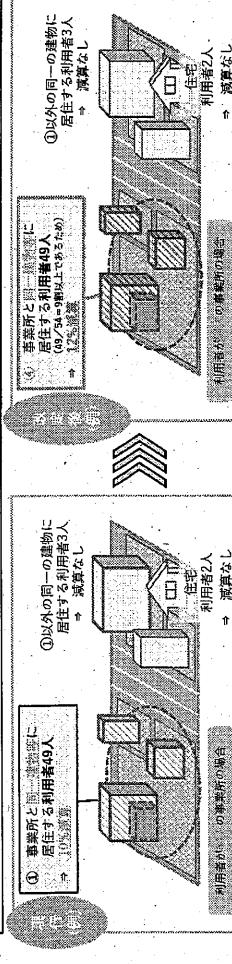
※安全対策の具体的要件
 ①職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
 ②緊急時の体制整備（定期在職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
 ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーターとの連携を含む）
 ④職員に対する必要な教育の実施
 ⑤防災会議に対する出席の個別実施

（※）人員配置基準の特別的な柔軟化の申請に当たっては、テクノロジーの活用や職員の適切な役割分担の取組等の質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するとして、委員会においては通常の人員配置基準に違反することをデータ等で確実する。3か月以上試行し（試行期間中においては通常の人員配置基準が適用される）、委員会における職員の意見が反映されることをデータ等で確実する。とともに、当該データを指揮官に提出することとする。

訪問介護における同一建物等居住者によるサービス提供の場合の報酬の見直し

告示正

■ 訪問介護の同一建物核算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供がある場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。



算定要件		
10%減算	①：事業所と同一建物又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び③に該当する者)	
15%減算	②：事業所と同一敷地内に隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の数が1月あたり30人以上の場合	
10%減算	③：上記①以外の施設内に所在する建物に居住する者(当該施設に居住する利用者の数が1月あたり20人以下の場合)	
12%減算	(注)：既往の理由がなく、当該施設において同一敷地内に隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の数が1月あたり20人以上の場合、または同一敷地内に隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の数が1月あたり30人未満である場合、当該施設に居住する利用者の数が1月あたり20人以上である場合、または同一敷地内に隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の数が1月あたり30人以上である場合、当該施設に居住する利用者の数が1月あたり20人未満である場合	

40

短期入所生活介護における長期利用の適正化

告示改

■ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護における長期利用について、長期利用の適正化を図り、サービスの適正化を図るために応じた利用を促す観点から、施設入所と同等の利用形態となる場合、施設入所の報酬単位との均衡を図ることとする。

短期入所生活介護★

<改定後>

(※介護3の報酬)	単独型	併設型	單獨型ユニット型	併設型ユニット型
基本報酬	787単位	745単位	891単位	847単位
長期利用者減算適用後 (31日～60日)	757単位	715単位	861単位	817単位
長期利用の適正化 (6日以降) (参考) 介護老人福祉施設	732単位	715単位	815単位	815単位

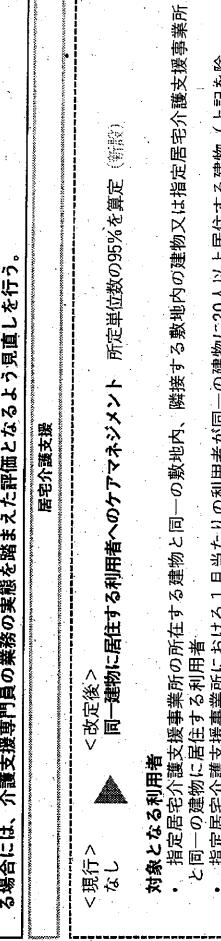
※ 短期入所生活介護の長期利用について、介護予防施設サービス費の単位数と同単位数とする。
※ (併設型は、すでに長期利用者に対する減算によって介護予防施設サービス費以下の単位数となることから、さらなる単位数の減は行わない。)

<改定後>
介護予防短期入所生活介護
連絡して30日を経て同一事業所に入所している利用者の介護予防短期入所生活介護費について、介護予防施設サービス費の単位数を算定する。

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

告示改

■ 介護報酬が業務に要するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。



<現行> 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 (新設)

- 対象となる利用者
 - 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
 - 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に入居する建物 (上記を除く。)に居住する利用者

<改定後> 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 (新設)

- 「その他の型」と「標準型」及び「複数型」の介護老人保健施設並びに「II型」の介護医療院について、新たに室料負担 (月額8千円相当) を導入する。

<現行> 室料負担 (令和7年8月施行)

- 「その他の型」の介護老人保健施設並びに「II型」の介護医療院について、新たに室料負担 (月額8千円相当) を導入する。

<改定後> 室料負担 (令和7年8月施行)

- O 以下の多床室 (いずれも8m²/人以上に限る。) の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。

- 「その他の型」及び「複数型」の介護老人保健施設の多床室

- O ただし、基準費用額 (居住費) を増額することで、一定未満の所得の方については利用者負担を増加させない。

42 <改定後>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し

告示改

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の結合を見据え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。

<現行> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

<改定後> 一休業事業所 (※)

介護度	介護・看護利用者	介護利用者	夜間にのみサービスを必要とする利用者 (新設)
要介護1	7,946単位	5,446単位	【定額】 ・基本夜間訪問料率……ビス費：985単位／月
要介護2	12,413単位	9,720単位	【出来端】 ・定期巡回・随時訪問料率……ビス費：3,721単位／月 ・随時訪問料率……ビス費 (1)：5,671単位／月 (2)人の割合別夜間訪問料率により割り勘する場合)
要介護3	18,948単位	16,140単位	
要介護4	23,356単位	20,417単位	
要介護5	28,298単位	24,692単位	注：要介護便によらない

(※) 選択型事業所も同様

41

運動器機能向上加算の基本報酬への包括化	
■ 介護予防リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から見直しを行う。	告示改正
■ 介護予防所リハビリテーション	
【単位数】	
<現行>	
運動器機能向上加算 225単位/月	廃止（基本報酬で評価）
選択サービス複数実施加算！ 480単位	廃止（個別の加算で評価）
一体化サービス提供加算	480単位/月（新設）
○ 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。	
○ を評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。	
■ 認知症情報提供加算の廃止	告示改正
■ 認知症情報提供加算について、算定期間等を踏まえ、廃止する。	
■ 介護老人保健施設	
地域連携診療計画情報提供加算の廃止	告示改正
■ 地域連携診療計画情報提供加算について、算定期間等を踏まえ、廃止する。	
■ 介護老人保健施設	
長期療養生活移行加算の廃止	告示改正
■ 長期療養生活移行加算について、介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、廃止する。	
介護療養院	

44

書面掲示／規制の見直し	
■ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の開示が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載（公表）しなければならないこととする。	告示・通知改正 ※令和7年度から義務付け
■ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化	Q & A掲出
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護＊、源所リハビリテーション＊、複数通所介護	
○ 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉社サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。	
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護＊、源所リハビリテーション＊、複数通所介護	
○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。	
○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を締み、自事業所の従業員として送迎を行いう場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。	
○ 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合には、いつも、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉社サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。 ※なお、この場合の障害福祉社サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。	
■ 短期入所系サービス＊、施設系サービス	
○ 基準費用額（居住費）を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。 ○ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。	

46

その他	
■ 「通車費用（居住費）」（令和6年8月施行）	告示改正
■ 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に出べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護保険実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円／日引き上げる。	
■ 短期入所系サービス＊、施設系サービス	
○ 基準費用額（居住費）を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額する。 ○ 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。	

46

5. その他

介護報酬改定の改定率について

告示改正

■ 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った対応の範囲を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となつていが、令和8年度末までの延長を認める。

（※1）ア 次の場合、当該地域に隣接する地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引き上げる又は引き下げるなどを認める。

イ 平成27年度改定における級地区分よりも高い又は低い地域に全て含まれている場合。

II 同じ級地の地域区分よりも高い又は低い地域が設定された地域に隣接接続しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地が含まれておらず、同じ級地区分である自治体を除く。

III 同じ級地の地域区分がある地域が含まれておらず、同じ級地区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引下げについては、地域手当の級地改定がある自治体を除く。（新規）

IV 級地差がある地域と隣接する場合について、4級地差となるまでの範囲で引き上げる又は引き下げる。（新規）

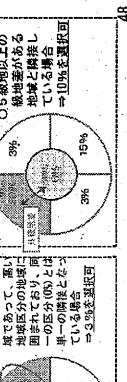
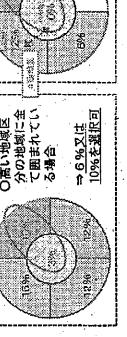
（注1）隣接する地域の状況については、同都道府県内のものについては、令和6年度末に解消することができる。

（注2）改定率による分の適用範囲を判断することも可能であるが、令和6年度末に解消することができる。

（注3）自治体の境界が複数に面している場合は、その内側の地域差であることを確認する。また、2級地差になるまでは引き上げを認めることとする。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・青年支援制度における特別な事情で基準額の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引き上げが可能となる。

（※2）平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大額な変更を緩和する観点から、從前の設定値と見直し後の設定値の範囲内



基本報酬の見直し

概要

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、金額で+1.5%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賞上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賞上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

- 今和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費42億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。
 - 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賞上げ税制を活用しつつ、介護職員の基礎報酬額の増額によります。
 - このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の本化による見上げ効果や、光熱水費の基礎報酬額の増額による見上げ効果を負担する。
 - 既存の改定率の一本化による新たなメリハリのある対応を行つて、令和6年度に+0.45%相当の改定となる。
 - 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のサービスアシストと併せて実施を行う。
 - 今回の改定は、介護職員の処遇改善に与える効果について、実績を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実施時期を通じた

平成11年度改定	○自立支援の質的向上を指向する「アシスト」の導入	○食事介助の量的向上を指向する「アシスト」の導入
平成17年10月改定	○居住者に対する介護報酬の見直しによる運営費等の見直し	○介護職員の勤務時間の見直し
平成18年度改定	○中高齢者のための医療的介護の充実化	○介護職員の勤務時間の見直し
平成22年度改定	○介護職員の人材確保の見直し	○医療的介護の充実化
平成24年度改定	○医療費控除の見直し	○自立支援の質的向上を指向する「アシスト」の導入
平成26年度改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
平成27年度改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
平成29年度改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
平成30年度改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
令和元年10月改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
令和元年10月改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
令和3年度改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
令和4年10月改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定
令和6年4月改定	○介護職員の賃金改定	○介護職員の賃金改定

令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたことなどを踏まえ、以下のとおりとする。
 - 6月1日施行とするサービス
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅看護管理指導
 - 通所リハビリテーション
 - 4月1日施行とするサービス
 - 上記以外のサービス

- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係の改定率については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたことなどを踏まえ、以下とのとおりとする。
 - 金和6年8月1日施行とする事項
 - 基準費用額の見直し
 - 金和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担